

令和7年度妊婦健康診査業務委託内容一覧

妊娠月数	望ましい実施回数	妊娠週数	健診回数	種類	実施項目	委託料		
妊娠初期 ～ 第6月末	4週間に 1回	～11	1	HIV抗体検査 助成券	HIV抗体検査	2,290円		
				子宮頸がん検診 助成券	子宮頸がん検診(細胞診)	3,500円		
				助成券 ①	基本的な妊婦健康診査及び血液検査(ABO血液型・Rh血液型、不規則抗体、梅毒血清反応検査、血算、血糖)	11,630円	14,070円	
						風疹ウイルス抗体検査		800円
						B型肝炎(HBs)抗原検査		400円
						C型肝炎(HCV)抗体検査		1,240円
				12～15	2	助成券 ②	基本的な妊婦健康診査	5,010円
16～19	3	助成券 ③	基本的な妊婦健康診査、超音波	8,010円				
20～23	4	助成券 ④	基本的な妊婦健康診査	5,010円				
妊娠 第7月 ～ 第9月末	2週間に 1回	24～25	5	助成券 ⑤	基本的な妊婦健康診査	5,010円		
		26～27	6	助成券 ⑥	基本的な妊婦健康診査、超音波、血液検査(血算・血糖)	8,110円		
		28～29	7	助成券 ⑦	基本的な妊婦健康診査	5,010円		
		30～31	8	助成券 ⑧	基本的な妊婦健康診査	5,010円		
		32～33	9	助成券 ⑨	基本的な妊婦健康診査	5,010円		
		34～35	10	助成券 ⑩	基本的な妊婦健康診査、超音波、B群溶血性レンサ球菌(GBS)検査	8,810円		
妊娠 第10月 以降	1週間に 1回	36	11	助成券 ⑪	基本的な妊婦健康診査、ノンストレステストをはじめとする妊婦健康診査として必要な検査	5,710円		
		37	12	助成券 ⑫	基本的な妊婦健康診査、超音波、血液検査(血算)	8,110円		
		38	13	助成券 ⑬	基本的な妊婦健康診査	5,010円		
		39	14	助成券 ⑭	基本的な妊婦健康診査	5,010円		
妊娠30週頃までに実施				HTLV-1抗体検査 助成券	HTLV-1抗体検査	3,040円		
妊娠30週頃までに実施				性器クラミジア検査 助成券	性器クラミジア検査	2,000円		
総合計						103,730円		

- ※1 「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」(平成27年厚生労働省告示第226号)をもとに作成しております。医師の判断により、実施時期を変更しても差し支えありません。
- ※2 「基本的な妊婦健康診査」とは、問診及び診察、検査計測(子宮底長・腹囲・血圧・浮腫・尿化学検査・体重)、保健指導です。なお、第1回目の健診では、身長も測定してください。
- ※3 HIV抗体検査及び子宮頸がん検診は、助成券①と同時に、HTLV-1抗体検査及び性器クラミジア検査は、助成券①～⑭を使用の際、同時に実施してください。
- ※4 消費税は、消費税法第6条関係別表第二第8号の規定により、地方消費税については、地方税法第72条の78第1項の規定により非課税とします。
- ※5 令和6年度発行の助成券については、引き続き使用できます。令和6年度の助成券をお持ちの方でも、令和7年度に健診を受けた場合には上記助成額が適応されます。